

技能实习信息

— 关于技能实习中的灾祸防止 —

去年之后也发生了技能实习生、研修生在使用起重机械操作时,在驾驶铲车时,在建筑工地工作时等遭遇灾祸,甚至不幸死亡的事例。

为了防止技能实习中的灾祸,遵守以劳动安全卫生法为首的有关劳动安全卫生法令,按照法令采取必要的措施极为重要。

以下是有关劳动安全卫生法令规定的各实习实施机构应该采取措施的概要。请技能实习生好好理解也很重要,因此进行如下介绍。

- 1 为了防止危险或危害健康的措施
 - (1) 防止由于机械,器具,设备造成的危险
要在机械的旋转轴、齿轮、滑轮、皮带等处,设置盖罩、围栅等。
 - (2) 防止由于爆炸性、起火性、引火性物品等其他造成的危险
关于有乙炔、丙烷等可燃性气体,有可能会发生爆炸或火灾的地方,为了防止爆炸或火灾,必须采取通风,换空气等措施。
 - (3) 防止有可能会坠落的地方等涉及的危险
应设置操作地面,并设置扶手等。设置扶手等有明显困难的情况下,要使用安全带。
 - (4) 防止由于原材料、气体、蒸气、粉尘、放射线等造成的危害健康
采取设置把那些发散源密闭起来的设备,局部排气装置等措施,必要时使用保护工具,要彻底进行后述的健康管理。
- 2 实施安全卫生教育
 - (1) 在雇用外国人技能实习生时,必须进行安全卫生教育。教育的内容如下所示。
 - 机械、原材料、保险装置、保护工具等的使用方法
 - 操作顺序、开始操作时的检查
 - 有关该业务有可能会患上疾病的原因及预防
 - 整理、整顿
 - 发生事故时的紧急措施及躲避
 - (2) 让其从事使用电弧焊接机进行金属焊接、熔断等有危险或者有害业务的情况下,必须进行有关该业务的特别教育。除了使用电弧焊接机进行金属焊接等业务以外,必须进行特别教育的业务有各种各样,与许多技能实习生有关的业务如下所示。

技能实习情报

— 技能实习中的灾害防止について —

昨年度以降も技能実習生や研修生が、クレーンを使って作業している時、フォークリフトを運転している時、建設工事現場で作業している時などに災害に遭い、不幸にして死亡にまで至ってしまう事例が発生しています。

技能実習中の災害を防止するためには労働安全衛生法をはじめとする労働安全衛生関係法令を守り、それに従って必要な措置を講ずることが重要です。

労働安全衛生関係法令で定められた各実習実施機関が講ずべき措置の概要は次のとおりとなっています。技能実習生にもよく認識してもらうことが大切なため、以下案内します。

- 1 危険又は健康障害防止のための措置
 - (1) 機械、器具、設備による危険の防止
機械の回転軸、歯車、プーリー、ベルト等には、覆い、囲い等を設けることなど。
 - (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物、その他による危険の防止
アセチレン、プロパン等可燃性ガスなどが存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所については、爆発又は火災を防止するため、通風、換気等の措置を講じなければならないことなど。
 - (3) 墜落するおそれのある場所などに係る危険の防止
作業床を設け、それに手すりなどを設置すること。手すりなどを設置することが著しく困難な場合は、安全带を使用すること。
 - (4) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、放射線等による健康障害の防止
それらの発散源を密閉する設備、局所排気装置を設けるなどの措置を講じ、必要に応じて保護具を使用し、後述の健康管理を徹底すること。
- 2 安全衛生教育の実施
 - (1) 外国人技能実習生を雇い入れた時は、安全衛生のための教育を行わなければならない。教育の内容は以下のとおり。
 - 機械、原材料、安全装置、保護具等の取扱い方法
 - 作業手順、作業開始時の点検
 - 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防
 - 整理、整顿
 - 事故時における応急措置及び退避
 - (2) アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断などの危険又は有害な業務に就かせる場合には、当該業務に関する特別教育を行わなければならない。アーク溶接機を用いて行う金属の溶接などの業

此外, 特别教育要由实习实施机构内具有足够的知识、经验人员负责进行实施, 然后作下记录, 并必须保存3年。

- 研磨石的更换或更换时的试运转的业务
- 驾驶起吊最大负荷不满1吨铲车的业务
- 驾驶起吊负荷不满5吨起重机以及起吊负荷5吨以上跨线电动单轨吊车的驾驶
- 起吊负荷不满1吨起重机, 移动式起重机、人字起重机勾卸货物的业务
- 涉及特定粉尘操作的业务。

3 就业限制业务和需要的资格

(1) 关于驾驶起吊负荷5吨以上起重机的业务等一定的业务(就业限制业务), 必须由持有一定的资格人员进行操作。就业限制业务有许多, 其中与许多技能实习生有关的业务, 及能够从事该业务人员如下所示。

此外, 技能讲习结业必须要在已登录的教练机构上课, 并通过结业考试。

- 驾驶起吊负荷超过5吨以上起重机的业务之中, 在地面上驾驶, 并且该驾驶员驾驶和货物一起移动方式起重机的业务
→通过地面上操作式起重机驾驶技能讲习的人员
- 使用可燃性气体以及氧气进行金属焊接, 熔断或加热的业务
→通过气体焊接技能讲习的人员
- 驾驶最大负荷1吨以上铲车(除了在道路上行驶的驾驶之外)的业务
→铲车驾驶技能讲习结业的人员
- 起吊负荷超过1吨以上起重机、移动式起重机、人字起重机勾卸货物的业务
→勾卸货物技能讲习结业的人员

4 健康管理的措施

- (1) 在雇用外国人技能实习生时, 要进行实施雇用时的健康检查。
- (2) 对于外国人技能实习生, 要进行实施每一年以内一次的定期健康检查。
- (3) 对于经常从事有害业务的外国人技能实习生, 要在雇用时, 调换到该业务时以及之后的六个月以内一次(有例外), 进行实施有关该业务的特殊健康诊断。

務のほか特別教育を行わなければならない業務は種々あるが、多くの技能実習生にかかわると思われるものは、以下のとおり。

なお、特別教育は実習実施機関の社内で十分な知識、経験を有する者が実施すればよいが、その記録を作成して、3年間保存しておかなければならない。

- 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
- 最大荷重1トン未満のフォークリフト運転の業務
- つり上げ荷重5トン未満のクレーン及び、つり上げ荷重5トン以上の跨線テルハの運転の業務
- つり上げ荷重1トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛けの業務
- 特定粉じん作業に係る業務

3 就業制限業務と必要な資格

(1) つり上げ荷重5トン以上のクレーンの運転の業務など一定の業務(就業制限業務)については一定の資格を有する者でなければ就業させてはならない。就業制限業務は多数あるが、その内、多くの技能実習生にかかわると思われるもの及び、当該業務に就くことができる者は次のとおり。

なお、技能講習を修了するには、登録教習機関にて受講し、修了試験に合格することが必要である。

- つり上げ荷重5トン以上のクレーンの運転の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務
→ 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
- 可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務
→ ガス溶接技能講習を修了した者
- 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務
→ フォークリフト運転技能講習を修了した者
- つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛けの業務
→ 玉掛け技能講習を修了した者

4 健康管理の措置

- (1) 外国人技能実習生を雇入れる際、雇入れ時の健康診断を実施すること。
- (2) 外国人技能実習生に対して1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施すること。
- (3) 有害な業務に常時従事する外国人技能実習生に対し、雇入れの際、当該業務への配置換えの際及びその後、6月以内に1回(例外あり)当該業務に係る特殊健康診断を実施すること。